

沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務受託者募集要項

1. 目 的

沖縄市では、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯（以下「対象世帯」という。）に対し、訪問支援員が訪問し、世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、世帯や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とし、子育て世帯訪問支援事業を実施しています。そこで、令和7年度の受託事業者を募集し選考を行います。

2. 議会の議決

本要項に基づく受託者の募集は、本事業の実施に係る令和7年度予算案が、沖縄市議会において可決されることにより成立します。可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募及びその準備等に係る損害賠償等には一切応じられません。

3. 委託名・委託期間

- (1) 委 託 名：沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務委託
- (2) 委託期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 業務の概要

「沖縄市子育て世帯訪問支援事業実施要綱」第3条に定める支援内容とし、「沖縄市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおりとする。

- (1) 訪問員の派遣による家事・育児に関する支援
- (2) 派遣に付随する以下のコーディネート業務
 - ア. 市との連絡調整（新規利用者の書類受取、依頼内容の確認等）
 - イ. 利用者との日程調整、初回訪問の同行
 - エ. 利用者に関する状況報告、支援者会議への参加
 - オ. 毎月の実績報告、請求書等の提出
 - エ. その他上記に付随する業務（書類の整備・研修会の開催・事業報告等）

5. 委託料

実績に応じて下記の金額を支払うものとする。 ※年間見込件数：（市全体）900件

項 目	単 価	備 考
訪問支援費 （1件あたり）	6,988円	2時間程度
当日キャンセル （1件あたり）	700円	※利用者から事前の連絡がなく、訪問した際にキャンセルや応答がない場合に限る。
事務費・管理費 （訪問支援費1件あたり）	482円	

6. 受託者の要件

事業者は以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 家事支援、育児支援の事業実績があり、本業務を適切に運営できると認められる事業者であること。
- (2) 本業務において派遣可能な従事者を有していること。
- (3) 沖縄県主催の「養育支援訪問事業支援者研修」を受講していること。
- (4) 市と適切な連携・調整を行うことができること
- (5) 事故等の緊急事態に備え、損害賠償保険等の保険に加入すること。

7. 欠格事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 暴力団又はその他暴力的団体の構成員、また暴力団関係者として入札等除外措置を受けている。
- (3) 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者。又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをなされている者。
- (5) 次の号のいずれかに該当している団体
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等の統制の下にあるもの。
 - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体。
- (7) 本市から指名停止を受けている期間中であるもの。

8. 契約までのスケジュール

令和7年2月5日（水）	市 HP にて受託者募集開始
令和7年2月12日（水）	質問票の提出期限
令和7年2月18日（火）	市 HP にて質問票の回答
令和7年2月25日（火）	受託申込書の提出期限
令和7年3月上旬	審査結果の連絡
令和7年4月1日（火）	契約締結

※詳細については、下記に記載。

9. 質問票の提出及び回答

受託に際して質問等がある場合は、質問票による確認をすることができます。

- (1) 提出期限・方法

令和 7 年 2 月 12 日（月）17 時 15 分必着 （窓口、Mail にて受け付けます。）

Mail : a104ko_soudan@city.okinawa.lg.jp

（2）回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 2 月 18 日（火）に市 HP に掲載します。

1 0．事業受託申込み手続き等

受託希望の事業者は、受託に必要な以下の書類をご提出下さい。

（1）提出書類

- ア．沖縄市養育支援訪問事業（育児・家事支援）業務受託申込書（様式 1）1 部 ※押印要
- イ．法人の概要がわかる資料（様式 2）1 部
- ウ．訪問員として派遣可能な人員についてわかる資料（様式 3）1 部
- エ．納税証明書 1 部
- オ．誓約書（様式 4）1 部 ※押印要

（2）提出期限

令和 7 年 2 月 25 日（火）17 時 15 分必着 （郵送又は直接持参してください）

（3）提出先

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市こどものまち推進部 こども相談・健康課 こども相談係

TEL：098-939-1212（内線 2234）

1 1．受託申込書類の審査

期間内に提出された申込書類一式により審査を行い、審査結果は応募者に通知します。

（1）申込書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ①受託者の要件に満たないもの。
- ②指定日時まで必要書類が提出されなかったもの。
- ③その他、申込みに関する条件に違反したもの。

（2）審査結果の連絡

審査結果については、令和 7 年 3 月上旬に申込事業者に郵送通知します。

1 2．応募上の注意

- （1）手続きに関する一切の費用については、事業者の負担となります。
- （2）提出された必要書類、及びその関係書類の返却は行っていません。
- （3）提出された必要書類に虚偽の記載をした場合は、必要書類の提出を無効とします。

1 3．問い合わせ先

沖縄市こどものまち推進部 こども相談・健康課 こども相談係（担当：又吉・萩原）

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号 TEL：098-939-1212（内線 2234）

FAX：098-934-3830（全庁共有） Mail：a104ko_soudan@city.okinawa.lg.jp